

要 求 仕 様 書 (仕様 1)

|   |  |  |
|---|--|--|
| 1 品名及び数量  |  | 自動車 3台<br>新品の自動車で、令和6年式（製造）であり、昭和26年運輸省令第67号（以降の改正分を含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものであること。   |
| 2 種別<br>(車検証<br>の表記)  | (1)自動車の種別<br>(2)用途<br>(3)自家用・事業用の別<br>(4)車体の形状   | 普通又は小型<br>乗用（主に一般道路走行用に使用する。）<br>自家用<br>指定なし   |
| 3 契約の形態及び期間   |  | 賃貸借契約 令和6年7月17日から令和11年3月30日まで<br>(2024年) (2029年)   |
| 4 環境対策  |  | 別紙表1の該当区分の排出ガス基準に適合し、別紙表2の該当区分の燃費基準値を満たすこと。  |
| 5 構造等   | (1)ドアの数<br>(2)総排気量<br>(3)使用燃料<br>(4)駆動方式<br>(5)トランスミッション<br>(6)ABS<br>(7)乗車定員<br>(8)ボディカラー<br>(9)寒冷地対策 | サイドドア4ドア以上<br>1,000cc以上1,500cc未満<br>無鉛レギュラーガソリン<br>4輪駆動方式<br>オートマチック（CVTミッション可）<br>装備<br>5人以上<br>白系またはシルバー系<br>寒冷地仕様車  |
| 6 装備等   |  | (1)エアコン<br>(2)エアバッグシステム（運転席、助手席）<br>(3)AM電子同調ラジオ   |
| 7 付属品等<br><br>付属品等とは、パンフレット等に標準<br>装備されている品以外で、必要とする品<br>とする。 |  | (1)フロアマット（1組）<br>(2)夏用タイヤ・ホイールセット（4本分）及び<br>夏用ワイパーブレード（フロント2本、リア1本）<br>(3)スタッドレスタイヤ・ホイールセット（4本分）及び<br>スノーワイパーブレード1式（フロント2本、リア1本）<br>(注)①いずれも新品とし、組込料及びバランス調整料は賃貸借料に含む。<br>②リアワイパーが装着されていない車両はリアワイパーを除く。<br>③(2)及び(3)の交換時期及び交換回数<br>・夏用：令和9(2027)春季1回<br>・冬用：令和6(2024)及び令和9年(2027年)秋季の2回<br>ただし、破損等によって中途交換した場合の交換時期については、別途<br>協議することとし、この場合にあっても、契約期間中の交換回数は上記<br>を上限とする。<br>(4)ブレーキオイル交換（車検時）<br>(5)エンジンオイル交換（半年毎）<br>(6)オイルエレメント交換（毎年）<br>(7)タイヤ脱着（バランス含む）<br>(8)ナビゲーションシステム（テレビを受信できないもの）<br>(9)バックカメラ |
| 8 車検・整備等  | (1)新車登録<br>(2)車検<br>(3)法定点検(12ヶ月)  | 新車登録に係る手続<br>3年目の1回分（自賠責保険料及び自動車重量税を含む。）<br>1年目、2年目及び4年目の3回分（3年目は車検時に含む）   |
| 9 使用する者の所在  |  | 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎<br>北海道オホーツク総合振興局産業振興部農務課 2台<br>北海道オホーツク総合振興局産業振興部水産課 1台  |

別表1 ガソリン自動車に係る排出ガス基準（令和5年度環境物品等調達方針）

| 区 分   |         | 一酸化炭素      | 非メタン炭化水素    | 窒素酸化物       |
|---|---------|------------|-------------|-------------|
| 乗用車   | JC08モード | 1.15g/km以下 | 0.013g/km以下 | 0.013g/km以下 |
|   | WLTCモード | 1.15g/km以下 | 0.05g/km以下  | 0.025g/km以下 |
| 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。<br>2 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。 |         |            |             |             |

別表2 ガソリン自動車（乗用車）に係る JC08 モード燃費基準（平成28年度環境物品等調達方針）

| 区 分                         | 燃 費          |              | 備 考  |
|-----------------------------|--------------|--------------|--|
| 車両重量が 601 kg未満              | 22.5 km/L 以上 | 18.9 km/L 以上 | 1「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。 |
| 車両重量が 601 kg以上 741 kg未満     | 21.8 km/L 以上 | 18.3 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 741 kg以上 856 kg未満     | 21.0 km/L 以上 | 17.6 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 856 kg以上 971 kg未満     | 20.8 km/L 以上 | 17.5 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 971 kg以上 1,081 kg未満   | 20.5 km/L 以上 | 17.2 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 1,081 kg以上 1,196 kg未満 | 18.7 km/L 以上 | 15.7 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 1,196 kg以上 1,311 kg未満 | 17.2 km/L 以上 | 14.4 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 1,311 kg以上 1,421 kg未満 | 15.8 km/L 以上 | 13.3 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 1,421 kg以上 1,531 kg未満 | 14.4 km/L 以上 | 12.1 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 1,531 kg以上 1,651 kg未満 | 13.2 km/L 以上 | 11.1 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 1,651 kg以上 1,761 kg未満 | 12.2 km/L 以上 | 10.2 km/L 以上 |  |
| 車両重量が 1,761 kg以上 1,871 kg未満 | 11.1 km/L 以上 | 9.3 km/L 以上  |  |
| 車両重量が 1,871 kg以上 1,991 kg未満 | 10.2 km/L 以上 | 8.6 km/L 以上  |  |
| 車両重量が 1,991 kg以上 2,101 kg未満 | 9.4 km/L 以上  | 7.9 km/L 以上  |  |
| 車両重量が 2,101 kg以上 2,271 kg未満 | 8.7 km/L 以上  | 7.3 km/L 以上  |  |
| 車両重量が 2,271 kg以上            | 7.4 km/L 以上  | 6.2 km/L 以上  |  |